

第4 都市計画決定区域における建築制限の緩和

平成18年6月より、未供用区域の将来の事業化を担保しつつ、区域内地権者の負担軽減や建物更新による防災性向上の観点から、都市計画法第53条に係る建築制限を緩和する基準を定め、優先整備区域以外の区域について、木造・鉄骨造等の構造であれば3階建てを建築可能としました。(1)

これまでの緩和措置の適用実績は約270件であり、事業化の状況を考慮しながら、今後もこれを継続して実施していきます。

また、今回の事業化計画の改定により新たに優先整備区域に含まれる区域は、これまで受けていた建築制限の緩和措置がなくなることとなります。(2)

事業化計画の改定と新たな優先整備区域の設定、これらに伴う建築制限の緩和措置の終了については、地域への十分な周知と説明を行っていきます。

- 1 江戸川区及び日野市では、建築制限の緩和措置を行っていません。
- 2 当該区域についての建築制限緩和措置の終了は、平成24年6月末を予定しています。

< 図表3 - 20 建築制限の緩和実績 >

(平成23年3月31日までの実績:件数)

年度	18	19	20	21	22	合計
区部	37	39	59	41	74	250
多摩部	7	7	1	2	5	22
合計	44	46	60	43	79	272